

障害者委託訓練事業スキーム

[委託パターン]

- ☆PC技能習得コース
- ☆作業実務コース
- ☆デュアルシステムコース
- ☆企業実践コース
- ☆特別支援学校早期訓練コース

[委託先]

民間教育
訓練機関

特定非営利
活動法人

社会福祉法人
その他団体等

企業等

[委託元]

障害者テクノスクール（千葉県）

委託契約

PC技能習得コース

デュアルシステムコース

企業実践コース

特別支援学校早期訓練コース

<パターン1>

委託先機関における訓練（2か月～3か月）

- * 委託料：1人当たり月70,400円上限
- ※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン2> 全体で6か月以内

職業能力 付与講習4日間	委託先機関における訓練 （5か月以内）	職場実習 （1か月以内）
2,200円/日	70,400円/月上限	110,000円/月上限

- * 金額は1人当たりの委託料
- * 職場実習は委託先機関と職場実習先企業の間で再委託契約が必要
- ※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン3>

委託先機関における訓練（1か月～3か月）

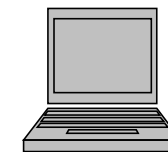
- * 委託料：1人当たり月70,400円上限
- ※修了者が就職した場合は、1人当たり22,000円

<パターン4>

事業所現場を活用した訓練（1か月～3か月）

- * 委託料：1人当たり月70,400円上限
- 中小企業においては：1人当たり月105,600円上限

※上記金額は全て税込



障害者職業センター

就労支援機関等

公共職業安定所

就職

企業等

障害者就業支援
キャリアセンター

障害者就業・
生活支援センター

委託元（障害者テクノスクール）の役割
○千葉県障害者委託訓練事務局
障害者委託訓練に関する事務手続き等

○職業訓練コーディネーター（障害者テクノスクール）
職業訓練カリキュラム等のコーディネート等

○職業訓練コーチ（障害者テクノスクール）
障害のある方の職業訓練における支援等

- ・特例子会社
- ・重度障害者多数雇用事業所
- ・特定非営利活動法人
- ・その他の企業団体等

* 指導担当者の配置